特定福祉用具購入の手続き

要介護認定の申請手続きを行い認定を受ける。

↓

①相談・検討

↓

ケアマネジャーによる申請

・ケアマネジャーや福祉用具専門相談員と相談し、自分の身体に適したものを選びます。

本人による申請

・別紙、「福祉用具が必要な理由書」を作成して福祉用具専門相談員（指定業者）に適切な助言を受けます。

・適切な福祉用具のカタログのコピーと購入品の見積りを受け取ります。
・「福祉用具購入費事前承認申請書兼支給申請書」を作成します。

↓

②支給申請（事前申請）

・市町村の窓口に福祉用具購入費支給申請書に福祉用具のカタログ等を添付して提出し、福祉用具購入の申請をします。
・市町村の審査結果を受けてから、福祉用具の購入をします。

↓

③指定業者で購入（介護保険の指定業者）

・福祉用具の購入費用の全額を指定業者に支払います。
・福祉用具の購入費用の領収書を受け取ります。（利用者氏名・用具名を明記してある）

↓

④領収書提出

・市町村の窓口に領収書を提出します。

↓

⑤購入費用の支給（費用の9割）

・福祉用具の購入費の9割相当額が（利用者負担は1割相当額）指定口座に振り込まれます。

別紙

福祉用具購入が必要な理由書

被保険者氏名		被保険者番号	

福祉用具が必要な理由

＜記入例＞
①（病名）〇〇により、
②（入院、入院期間）もしくは、（身体状況）〇〇という状態で、
③（困難なこと）〇〇な状況にあるので、
④（困難な状況の改善・目的）〇〇ができる、〇〇のため
⑤（福祉用具の種類）〇〇を利用したい。または、〇〇を購入希望する。

※左大腿骨骨折により、入院（平成〇〇年〇月から）（平成〇〇年〇月に退院予定）。
手術後にリハビリを受けているが歩行障害があり、室内では杖歩行で足が曲げにくい。
退院後、自宅の浴室にある椅子での立ち座りの動作を行うと転倒、ずり落ちの危険がある。
そのため安全に入浴できるようにシャワーチェアーの購入を希望している。